

第 202 号（令和 7 年 6 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 5

[告示]

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 8
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 9
- △ 同【財政局税制課】 10
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 11
- △ 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】 12
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 13
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 21
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 26
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 27
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【建築局住宅政策課】 28
- △ 横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等の告示の一部改正【建築局建築企画課】 29
- △ 車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定【道路局管理課】 31
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 32
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 33
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 35
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 36
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 37
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 38
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 47
- [公告]
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 49
- △ 同【経済局商業振興課】 51

△ 同	【経済局商業振興課】	53
△ 同	【経済局商業振興課】	55
△ 同	【経済局商業振興課】	57
△ 公園の一時利用停止	【みどり環境局公園緑地管理課】	59
△ 地域計画の案の縦覧	【みどり環境局農政推進課】	60
△ 事後調査結果報告書の提出	【みどり環境局環境影響評価課】	61
△ 排水設備指定工事店の変更	【下水道河川局管路保全課】	62
△ 建築協定に加わる意思の表示	【建築局建築企画課】	63
△ 開発行為に関する工事の完了	【建築局調整区域課】	64
△ 同	【建築局調整区域課】	65
△ 同	【建築局調整区域課】	66
△ 同	【建築局調整区域課】	67
△ 同	【建築局調整区域課】	68
△ 同	【建築局調整区域課】	69
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	70
△ 同	【建築局調整区域課】	71
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築指導課】	72
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	73
△ 同	【建築局建築指導課】	74
△ 同	【建築局建築指導課】	75
△ 同	【建築局建築指導課】	76
△ 同	【建築局建築指導課】	77
△ 市街地再開発組合の設立認可	【都市整備局市街地整備調整課】	78
△ 関内駅前港町地区市街地再開発組合の設立認可に係る関係図書の縦覧	【都市整備局市街地整備調整課】	79
[区告示]		
△ 認可地縁団体の告示事項の変更	【戸塚区地域振興課】	80
△ 同	【戸塚区地域振興課】	81
△ 同	【泉区地域振興課】	82
△ 同	【泉区地域振興課】	83
△ 同	【泉区地域振興課】	84
△ 同	【泉区地域振興課】	85
△ 同	【戸塚区地域振興課】	86
△ 同	【港北区地域振興課】	87
△ 同	【戸塚区地域振興課】	88
△ 同	【金沢区地域振興課】	89
△ 同	【金沢区地域振興課】	90
△ 同	【金沢区地域振興課】	91
△ 同	【金沢区地域振興課】	92
△ 同	【港南区地域振興課】	93

△ 同	【中区地域振興課】	94
△ 同	【磯子区地域振興課】	95
△ 同	【栄区地域振興課】	96
△ 同	【栄区地域振興課】	97
△ 同	【栄区地域振興課】	98
△ 同	【栄区地域振興課】	99
△ 同	【栄区地域振興課】	100
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【戸塚区総務課】	101
△ 国民健康保険資格確認書の更新	【鶴見区保険年金課】	102
△ 同	【神奈川区保険年金課】	103
△ 同	【西区保険年金課】	104
△ 同	【中区保険年金課】	105
△ 同	【南区保険年金課】	106
△ 同	【港南区保険年金課】	107
△ 同	【保土ヶ谷区保険年金課】	108
△ 同	【旭区保険年金課】	109
△ 同	【磯子区保険年金課】	110
△ 同	【金沢区保険年金課】	111
△ 同	【港北区保険年金課】	112
△ 同	【緑区保険年金課】	113
△ 同	【青葉区保険年金課】	114
△ 同	【都筑区保険年金課】	115
△ 同	【戸塚区保険年金課】	116
△ 同	【栄区保険年金課】	117
△ 同	【泉区保険年金課】	118
△ 同	【瀬谷区保険年金課】	119
[水道局]		
△ 横浜市水道局企業職員休暇規程の一部を改正する規程	【人事課】	120
[交通局]		
△ 職員の懲戒処分	【人事課】	121
[教育委員会]		
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	【学校計画課】	122
△ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額	【教育施設課】	125
[市選挙管理委員会]		
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数	【選挙課】	140
[監査委員]		
△ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者	【監査管理課】	142

[市会]

△ 令和7年第2回市会定例会会議事項（第1日）	【議事課】	143
△ 令和7年第2回市会定例会会議事項（第2日）	【議事課】	148
△ 令和7年第2回市会定例会会議事項（第3日）	【議事課】	150
△ 令和7年第2回市会定例会会議事項（第4日）	【議事課】	151
[正誤]		154

規則

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第68号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号の表中「目視」を「目視等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「政令第16条第1項及び第1項に掲げる特定建築物（以下「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 政令第16条第1項及び第1項に掲げる特定建築物（以下「定期報告対象特定建築物」という。） 次の表の(あ)の欄から(じ)の欄までに掲げるもの

	(あ) 調査項目		(い) 調査方法	(う) 判定基準
(1)	防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にあるものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)		固定の状況	目視等により確認する。	防火扉が開放状態に固定されていること。

(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
-----	---------------------	-------	---	--

第16条第5項中「第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）」を削り、「より」の次に「建築主事等に」を、「第13号様式」の次に「の取下届」を加える。

第13号様式中

「

1 申請の種類	確認・検査・承認・許可・認定・認可・指定
2 申請年月日	年 月 日

」

を

「

1 行為の種類	☐ 申請（確認・検査・承認・許可・認定・認可・指定） ☐ 通知（ ）
2 申請又は通知の年月日	年 月 日

」

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第16条第5項及び第13号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

横浜市告示第279号

横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、横浜市財政事情の公表に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第21号）及び横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成26年6月横浜市条例第29号）並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）、横浜市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第61号）、横浜市埋立事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第62号）、横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第64号）及び横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）に基づき、横浜市財政事情及び公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市告示第280号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月 日	法人又は団体の 名称	主たる事務所又は 事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象となる日又は 期間
令和7年 6月12日	特定非営利活動 法人こどもネッ トミュージアム	神奈川県鶴屋町 2丁目21番地の 8	令和7年1月1日 から令和11年4月 9日まで

横浜市告示第281号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月 日	法人又は団体の 名称	主たる事務所又は 事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象となる日又は 期間
令和7年 6月12日	公益財団法人襟 川教育財団	港北区日吉本町 一丁目4番24号	令和7年1月1日

横浜市告示第282号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年 5月12日	特定非営利活動 法人多言語社会 リソースかなが わ	神奈川区金港町 7番地の6	(新) 平成20年1月1 日から令和12年3 月31日まで
			(旧) 平成20年1月1 日から令和7年3 月31日まで

横浜市告示第283号

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第243条の2の5第1項の規定により、横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ハリマビ ステム 代表取締役 免 出 一 郎	西区みなとみらい 二丁目2番1号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日 まで

横浜市告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和7年4月1日	株式会社アクセルトライ	アクセルトライ つるみ	鶴見区鶴見中央一丁目19番4号	就労継続支援B型
同	株式会社 Rootus	あのねサポート	鶴見区上末吉一丁目23番19号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	ライフコンシェルジュ株式会社	ライフコンシェルジュ訪問介護	神奈川区鶴屋町2丁目27番地の7	居宅介護、重度訪問介護
同	NPO法人チャレンジドサポートプロジェクト	福祉型専攻科クエスト	神奈川区六角橋三丁目15番11号	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援
同	社会福祉法人横浜SSJ	すきっぷ	中区蓬萊町2丁目6番地の1	就労継続支援B型
同	株式会社エンカレッジ	エンカレッジ横浜関内	中区長者町5丁目85番地	就労移行支援
同	社会福祉法人横浜SSJ	横浜SSJ久保山事業所	南区高根町3丁目17番地の12	就労継続支援A型
同	Liberty Y株式会社	チャレンジラボ吉野町店	南区吉野町3丁目7番地の3	就労継続支援B型

同	社会福祉法人横浜SSJ	ワークショップメンバーズ	保土ヶ谷区岩間町1丁目10番地の5	就労継続支援B型、就労移行支援
同	ひろなる合同会社	あゆむ	保土ヶ谷区川島町569番地	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ保土ヶ谷	保土ヶ谷区保土ヶ谷町1丁目33番地の5	居宅介護
同	特定非営利活動法人コロンプスアカデミー	フェロップ	磯子区東町18番10号	就労継続支援B型
同	特定非営利活動法人コロンプスアカデミー	ヒューハウス	磯子区中浜町19番9号	共同生活援助
同	社会福祉法人横浜SSJ	SSJヒルズひばり	磯子区栗木三丁目35番17号	共同生活援助
同	有限会社新光コーポレーション	就労移行支援事業所SHIENセンター能見台	金沢区能見台通7番26号	就労移行支援
同	ユニオンソーシャルシステム株式会社	就労継続支援（B型）事業所ピース第Ⅲ新横浜	港北区新横浜三丁目13番地の6	就労継続支援B型

同	株式会社クラ・ゼミ	ゆたかカレッジ横浜キャンパス	戸塚区戸塚町2 50番地の8	自立訓練 (生活訓練)、就 労移行支 援、就労 継続支援 B型
同	一般社団法人すぽっとらいと	すぽっとらいと汲沢南館	戸塚区汲沢町4 77番地の7	生活介護
同	一般社団法人日本社会政策推進機構	ウエルケア戸塚	戸塚区名瀬町7 74番地の11	居宅介護 、重度訪 問介護、 行動援護
同	一般社団法人里山	久右衛門邸	戸塚区名瀬町2 ,026番地	就労継続 支援B型
同	株式会社イリミテ	就労継続支援B型事業所エンターテインメントアカデミーでじるみ横浜鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰一丁目7番地の10	就労継続 支援B型
同	エフィラワークス株式会社	就労継続支援B型 銀河 鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰本町一丁目38番7号	就労継続 支援B型
同	社会福祉法人横浜SSJ	SSJ鶴ヶ峰	旭区鶴ヶ峰本町一丁目3番22号	共同生活 援助
同	社会福祉法人横浜SSJ	横浜SSJ北部事業所	緑区十日市場町819番地の3	就労継続 支援A型
同	一般社団法人サポートネット	グループホームサポートネット三ツ境	瀬谷区三ツ境1 11番地の6	共同生活 援助

同	社会福祉法人開く会	新橋地域ケアプラザ生活介護「しんばし」	泉区新橋町33番地の1	生活介護
同	特定非営利活動法人とにもあゆむ	R e s o l u t i o n	泉区弥生台45番地の12	生活介護
同	株式会社エターナル	エターナルあざみ野	青葉区美しが丘五丁目25番地の6	居宅介護、行動支援
同	合同会社みんなてって	えにいはんず	青葉区新石川二丁目32番地の7	就労継続支援B型
同	エフィラワークス株式会社	就労継続支援B型 銀河 都筑ふれあいの丘	都筑区高山1番45号	就労継続支援B型
同	株式会社i	就労移行ITスクールセンター南	都筑区茅ヶ崎中央41番8号	就労移行支援
同	カーポ合同会社	S t u d i o C a r p o	中区富士見町2番地の6	就労継続支援A型
令和7年5月1日	特定非営利活動法人RD P	コーナーストーン	神奈川区三ツ沢西町7番19号	共同生活援助
同	株式会社アイペック	ディーキャリアITエキスパート横浜馬車道オフィス	中区弁天通4丁目59番地	就労定着支援
同	山田合同会社	ルピナス	中区麦田町2丁目62番地の2	共同生活援助
同	一般社団法人るる神奈川	るるはうすII	戸塚区戸塚町2,829番地の1	共同生活援助

同	エフィラワークス株式会社	就労継続支援B型 銀河二俣川	旭区本村町27番地の16	就労継続支援B型
同	一般社団法人るる神奈川	るるはうす	栄区中野町7番地の9	共同生活援助
同	一般社団法人TED	就労支援TED	都筑区仲町台一丁目28番6号	就労定着支援
同	特定非営利活動法人くすの木	くすの木	都筑区荏田南一丁目20番	同行援護
令和7年6月1日	株式会社リハス	リハスワーク横浜鶴見	鶴見区生麦五丁目6番2号	就労継続支援B型
同	株式会社にし	にし鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目32番19号	就労定着支援
同	M & M Consultants 株式会社	就労継続支援B型 あじさいの丘	神奈川区泉町1番地の3	就労継続支援B型
同	株式会社ミチルワグループ	ヴィストキヤリア横浜駅前	神奈川区金港町6番地の14	就労移行支援、就労定着支援
同	テレポ株式会社	ARBOR NOIR	中区蓬萊町2丁目4番地の3	就労継続支援B型
同	障害者雇用クラウドサテライトオフィス株式会社	自立訓練スクール横浜関内	中区長者町4丁目11番地の7	自立訓練（生活訓練）

同	株式会社ク オリティロ ード	クオリティ ライフ	南区真金町2 丁目22番地の 17	就労継続 支援B型
同	株式会社T S U K U R U	グループホ ームT S U N A G U	旭区鶴ヶ峰一 丁目4番地の 2	共同生活 援助
同	株式会社セ ルヴィス	クレール横 浜青葉ヘル パーセンタ ー	青葉区藤が丘 一丁目17番地 の7	居宅介護
同	合同会社O N E a n d O N L Y	グループホ ームわと は	青葉区荏田町1 , 150番地の40	共同生活 援助

横浜市告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和7年4月1日	株式会社グローバルライフケア	相談支援事業所 しあわせの花 束	南区通町3丁目 61番地の1
同	社会福祉法人横浜SSJ	横浜SSJ相談 支援室	南区高根町3丁 目17番地の12
同	A o A k u a 合同会社	相談支援事業所 なないろ	保土ケ谷区岡沢 町90番地の2
同	ひろなる合同会社	相談支援いっし よ。	保土ケ谷区川島 町569番地
同	合同会社エトワ ール	エトワール	磯子区森三丁目 4番17号
同	ソレイユ株式会 社	ソレイユケア	港南区最戸二丁 目12番30号
同	青少年児童療育 支援協会株式会 社	フリースマイル 横浜	港南区港南台九 丁目24番5号
同	合同会社RUR A	生活行為相談支 援アイ・エル	緑区中山一丁目 22番22号
令和7年5月1日	合同会社木下相 談室	合同会社木下相 談室	南区別所二丁目 8番16号
同	株式会社菟道	a n 訪問看護ス テーション相談 支援室	南区大岡二丁目 7番15号
同	株式会社ブルーム	コピー ルアック	緑区寺山町180 番地の1
令和7年6月1日	一般社団法人L o t u s	特定相談支援事 業所 B U M P Y	神奈川区栗田谷 12番1号

同	合同会社たまのこ	たまのこ	西区中央一丁目 18番22号
同	合同会社あっぷる	ケセラ相談支援 事業所	磯子区東町15番 32号

横浜市告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和6年3月31日	社会福祉法人ル・プリ	ぼらいと・えき	泉区下飯田町330番地	施設入所支援、生活介護
令和7年1月31日	株式会社エコーケアサービス	エコーケアサービス4（フォー）	港北区新横浜一丁目3番地の1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	株式会社エコーケアサービス	エコーケアサービス2（ツー）	港北区新横浜一丁目3番地の1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	株式会社エコーケアサービス	エコーケアサービス3（スリー）	港北区新横浜一丁目3番地の1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	株式会社エコーケアサービス	エコーケアサービス5（ファイブ）	港北区新横浜一丁目3番地の1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	株式会社マイルストーン	サウスヒルズ港南	港南区港南二丁目34番24号	共同生活援助
令和7年2月28日	株式会社エコーケアサービス	エコーケアサービス1（ワン）	港北区新横浜一丁目3番地の1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護

				護、同行援 護
同	合同会社リ フモア	訪問介護事 業所シュナ のいえ	神奈川区菅田 町 892 番地 の 2	居宅介護
同	O U R 株式 会社	アワーケア 瀬谷	瀬谷区本郷四 丁目 3 番地 の 1	居宅介護、 重度訪問介 護
令和7年 3月15日	合資会社燦 生舎	さんせいケ ア・サポー ト	南区宮元町 2 丁目 41 番地 の 1	重度訪問介 護
令和7年 3月31日	株式会社ク オリード	ミライエ鶴 見駅前	鶴見区豊岡町 3 番 25 号	就労移行支 援
同	株式会社 F a s t M o t i o n	就労定着就 労移行 I T スクール横 浜駅西口第 2 オフィス	神奈川区鶴屋 町 3 丁目 29 番 地 の 4	就労定着支 援
同	社会福祉法 人山手まご ころの会	社会福祉法 人山手まご ころの会	中区上野町 2 丁目 67 番地	居宅介護、 重度訪問介 護
同	社会福祉法 人ほどがや	ゆめヘルプ ステーション	保土ヶ谷区天 王町 2 丁目 37 番地 の 1	行動援護
同	特定非営利 活動法人ヒ ューマンフ ェローシッ プ	フェロップ	磯子区東町 18 番 10 号	就労継続支 援 B 型
同	株式会社ラ ンタン	訪問介護事 業所ランタ ン	金沢区六浦五 丁目 5 番 13 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	特定非営利 活動法人グ ループたす けあい	特定非営利 活動法人グ ループたす けあい	青葉区市ケ尾 町 1,062 番地 の 5	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社 T I T コンサ	就労移行 I T スクール	都筑区茅ヶ崎 中央 41 番 8 号	就労移行支 援

	ル テ ィ ン グ	セ ン タ ー 南		
同	社 会 福 祉 法 人 恵 友 会	す ず ら ん 荘	中 区 根 岸 町 3 丁 目 167 番 地	共 同 生 活 援 助
同	社 会 福 祉 法 人 恵 友 会	リ バ ー サ イ ド ハ イ ツ	南 区 永 楽 町 1 丁 目 9 番 地 の 1	共 同 生 活 援 助
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ヒ ュ ー マ ン フ ェ ロ ー シ ッ プ	ヒ ュ ー ハ ウ ス	磯 子 区 中 浜 町 19 番 9 号	共 同 生 活 援 助
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 市 精 神 障 が い 者 就 労 支 援 事 業 会	S S J ヒ ル ズ ヒ バ リ	磯 子 区 栗 木 三 丁 目 35 番 17 号	共 同 生 活 援 助
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 市 精 神 障 が い 者 就 労 支 援 事 業 会	S S J 鶴 ケ 峰	旭 区 鶴 ケ 峰 本 町 一 丁 目 3 番 22 号	共 同 生 活 援 助
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 市 精 神 障 が い 者 就 労 支 援 事 業 会	す き っ ぷ	中 区 蓬 萊 町 2 丁 目 6 番 地 の 1	就 労 継 続 支 援 B 型
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 市 精 神 障 が い 者 就 労 支 援 事 業 会	ワ ー ク シ ョ ッ プ メ ン バ ー ズ	保 土 ケ 谷 区 岩 間 町 1 丁 目 10 番 地 の 5	就 労 継 続 支 援 B 型、就 労 移 行 支 援
同	特 定 非 営 利 活 動 法 人 横 浜 市 精 神 障 が い 者 就 労 支 援 事 業 会	横 浜 S S J 久 保 山 ・ 戸 塚 事 業 所	南 区 高 根 町 3 丁 目 17 番 地 の 12	就 労 継 続 支 援 A 型

同	特定非営利活動法人横浜 市精神障がい者就労 支援事業会	横浜 S S J 北部事業所	緑区十日市場 町 819 番地の 3	就労継続支 援 A 型
同	株式会社里 山	久右衛門邸	戸塚区名瀬町 2,026 番地	就労継続支 援 B 型
同	株式会社 V E N T P L A G E	重度訪問介 護所 宗谷	磯子区杉田五 丁目 21 番 37 号	重度訪問介 護
令和 7 年 4 月 1 日	大信産業株 式会社	ケアサービ スみのり旭	旭区鶴ヶ峰一 丁目 29 番地の 11	同行援護
令和 7 年 4 月 30 日	株式会社こ ころ	ヒューマン サービスこ ころ	神奈川区反町 2 丁目 15 番地 の 14	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社天 竺	ケアステー ションさく ら 大口	神奈川区松見 町 1 丁目 31 番 地の 6	居宅介護
同	A L S O K 介護株式会 社	アミカ横浜 旭介護セン ター	旭区白根一丁 目 17 番 8 号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	特定非営利 活動法人都 筑ハーベス トの会	都筑ハーベ スト	都筑区茅ヶ崎 東五丁目 6 番 5 号	生活介護
同	合同会社サ ムズアップ	サムズアッ プ	都筑区東方町 379 番地の 5	就労定着支 援
同	株式会社る るカンパニ ー	るるはうす II	戸塚区戸塚町 2,829 番地の 1	共同生活援 助
同	株式会社る るカンパニ ー	るるはうす	栄区中野町 7 番地の 9	共同生活援 助
令和 7 年 5 月 31 日	ヴィスト株 式会社	ヴィストキ ャリア横浜 駅前	神奈川区金港 町 6 番地の 14	就労移行支 援、就労定 着支援

同	株式会社ト レジャーボ ックス	ジャーニー	南区真金町2 丁目22番地の 17	就労継続支 援A型
同	株式会社ネ クサスリン グ	つながり訪 問介護ステ ーション青 葉	青葉区すみよ し台27番地の 20	居宅介護、 重度訪問介 護

横浜市告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和7年 4月1日	社会福祉法人 横浜共生会	花みずき	港北区新吉田 町 6,001 番地 の 1	地域移行支 援、地域定 着支援

横浜市告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和6年11月30日	W M k 株式会社	計画相談支援 C h a r M	神奈川区片倉一丁目13番12号
令和7年2月28日	特定非営利活動法人 B B	指定特定相談支援事業所 B B	南区東蒔田町15番地の3
令和7年3月31日	特定非営利活動法人フクシネットワーク協会	相談支援 いっしょ。	中区羽衣町2丁目4番地の4
同	株式会社浜風	相談支援の浜風	中区山下町73番地の2
同	株式会社ファニーサイド	O H A N A 計画相談支援センター	戸塚区下倉田町584番地
同	社会福祉法人同愛会	相談支援事業所リエゾン笠間	栄区笠間三丁目10番1号
同	特定非営利活動法人横浜市精神障がい者就労支援事業会	横浜 S S J 相談支援室	南区高根町3丁目17番地の12
同	協丸株式会社	介護相談所 か が や き	鶴見区平安町2丁目28番地の1
令和7年4月30日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	横浜市福祉サービス協会 南介護事務所	南区通町4丁目77番地

横浜市告示第289号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社エネルギーまちづくり社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区芝2丁目9番3号 2階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
よこはま健康・省エネ住宅事業者登録制度にかかる技術講習会
テキスト売払代金
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年6月5日
- 5 収納事務の委託をした日
令和7年6月9日

横浜市告示第290号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等の告示の一部改正

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものの調査の項目等（令和2年2月25日横浜市告示第85号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

第3別表中

「

(13)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等、令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備に損傷があること。
------	--	--	------------	--

」

を
「

(13)		令第128条の3第5項の規	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」と	令第128条の3第5項の規定により読み
------	--	---------------	-----------------------	---------------------

			定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	いう。)により確認する。	替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等、令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備に損傷があること。
--	--	--	---	--------------	---

」

に、同表(15)から(18)まで、(20)から(22)まで及び(24)の項中「目視」を「目視等」に改める。

横浜市告示第 291 号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の
指定

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
市道鶴見 第337号線	鶴見区弁天町3番の3地先から 同 区 同 町10番の6地先まで

2 指定する期日

令和7年7月1日

横浜市告示第292号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

路 線 名	起 終	点 点
羽 沢 第 344 号 線	保 土 ヶ 谷 区 東 川 島 町 25 番 の 3 地 先 同 区 同 町 24 番 の 1 地 先	
東 本 郷 第 490 号 線	港 北 区 小 机 町 55 番 の 20 地 先 同 区 同 町 同 番 の 4 地 先	
深 谷 第 542 号 線	戸 塚 区 汲 沢 町 88 番 の 1 地 先 同 区 同 町 78 番 の 2 地 先	
笠 間 第 267 号 線	栄 区 笠 間 二 丁 目 881 番 の 3 地 先 同 区 同 882 番 の 2 地 先	

横浜市告示第293号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
生麦 第88号線	鶴見区岸谷二丁目656番の1地先 同 区同 654番の4地先	
生麦 第91号線	鶴見区岸谷二丁目657番の4地先 同 区同 654番の3地先	
羽沢 第224号線	保土ヶ谷区東川島町27番の10地先 同 区同 町25番の3地先	
四季美台 第278号線	旭区二俣川1丁目6番の37地先 同 区同 5番の15地先	
上大岡 第112号線	磯子区岡村二丁目535番の4地先 同 区同 538番の1地先	
上大岡 第612号線	磯子区岡村六丁目538番の3地先 同 区岡村二丁目538番の1地先	
矢部 第13号線	戸塚区上矢部町2,133番の4地先 同 区同 町2,136番の8地先	
笠間 第193号線	栄区笠間二丁目880番の2地先 同 区同 819番の20地先	
笠間 第198号線	栄区笠間二丁目819番の20地先 同 区同 882番の2地先	
下飯田 第152号線	泉区和泉町990番の1地先 同 区同 町992番の5地先	
下飯田	泉区下和泉四丁目1,681番の6地先	

第 264 号線	同 区 下 和 泉 三 丁 目 1,698 番 の 30 地 先
下 飯 田 第 267 号線	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 1,681 番 の 2 地 先
下 飯 田 第 268 号線	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 1,666 番 の 2 地 先 同 区 同 同 番 の 3 地 先
下 飯 田 第 269 号線	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 1,681 番 の 1 地 先 同 区 同 1,680 番 の 18 地 先
下 飯 田 第 270 号線	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 1,680 番 の 18 地 先 同 区 同 1,666 番 の 19 地 先
下 飯 田 第 274 号線	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 1,682 番 の 3 地 先 同 区 同 1,680 番 の 8 地 先
下 飯 田 第 276 号線	泉 区 下 和 泉 三 丁 目 1,680 番 の 20 地 先 同 区 同 1,664 番 の 16 地 先
深 見 第 73 号線	瀬 谷 区 中 屋 敷 一 丁 目 7 番 の 9 地 先 同 区 同 8 番 の 19 地 先
橋 戸 第 17 号線	瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 40 番 の 15 地 先 同 区 同 同 番 の 28 地 先

横浜市告示第294号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和7年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
羽沢 第344号線	保土ヶ谷区東川島町25番の3地先から 同 区 同 町24番の1地先まで	m 3.21 ないし 3.22	m 23.74
東本郷 第490号線	港北区小机町55番の20地先から 同 区 同 町同番の4地先まで	5.51	75.37
笠間 第267号線	栄区笠間二丁目881番の3地先から 同 区 同 882番の2地先まで	4.50 ないし 4.51	37.80

横浜市告示第295号
市道区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和7年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
深谷 第542号線	戸塚区汲沢町88番の1地先から 同区同町78番の2地先まで	4.84 ないし 8.33	66.82

横浜市告示第296号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和7年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
青砥上星川	旧	保土ヶ谷区上菅田町69番の2地先から 同 区 同 町48番の3地先まで	m 9.66 ないし 10.29	m 31.00
	新	同	6.92 ないし 7.44	同
弥生台桜木町	旧	戸塚区平戸町565番の1地内から 同 区 同 町571番地内まで	24.00 ないし 28.00	91.79
	新	戸塚区平戸町567番の1地先から 同 区 同 町571番地内まで	40.28 ないし 79.48	同

横浜市告示第297号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和7年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
師岡 第379号線	旧	鶴見区馬場六丁目712番の18地先から 同区馬場五丁目715番の1地先まで	m 2.91 ないし 10.77	m 80.68
	新	同	3.72 ないし 11.57	同
下末吉 第268号線	旧	鶴見区寺谷二丁目2,259番の1地先から 同区諏訪坂2,262番の18地先まで	7.26	1.89
	新	同	同	同
下末吉 第273号線	旧	鶴見区諏訪坂2,262番の2地先から 同区佃野町650番の3地先まで	4.51 ないし 4.71	18.80
	新	同	4.54 ないし 4.73	同
北寺尾 第26号線	旧	鶴見区北寺尾七丁目1,244番の1地先から	2.69 ないし	22.75

		同 区 同 の 3 地 先 まで	527 番 3.77	
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
東 寺 尾 第 4 号 線	旧	鶴見区馬場五丁目393番の 28地先から 同 区 同 同 番 の 25地先まで	1.82 ないし 1.90	31.99
	新	同	3.16 ないし 5.78	同
生 麦 第 149 号 線	旧	鶴見区岸谷二丁目1,988番 の20地先から 同 区 同 1,958 番 の14地先まで	2.65 ないし 4.40	30.38
	新	同	5.50 ないし 6.78	同
西 戸 部 第 59 号 線	旧	西区みなとみらい四丁目38 番の8地先から 同区桜木町7丁目49番の1 地先まで	10.29	10.37
	新	同	同	同
陣 屋 町 通	旧	中区諏訪町19番の10地先か ら 同区同 町 9 番地先まで	2.62 ないし 3.25	34.36
	新	同	3.30 ないし 3.62	同
東 永 谷 第 534 号 線	旧	港南区上永谷三丁目5,267 番の43地先から 同 区 東 永 谷 二 丁 目 5,267 番の20地先まで	4.70 ないし 5.79	2.08
	新	同	同	同

環状2号線	旧	保土ヶ谷区東川島町576番 の1地先から 同 区同 町27番の 7地先まで	8.00 ないし 10.00	244.60
	新	保土ヶ谷区東川島町576番 の1地先から 同 区同 町24番の 1地先まで	15.49 ないし 16.76	189.92
白根 第478号線	旧	保土ヶ谷区川島町1,228番 の1地先から 同 区同 町1,234番 の4地先まで	1.59 ないし 1.74	47.38
	新	同	5.56 ないし 5.63	同
羽沢 第224号線	旧	保土ヶ谷区東川島町27番の 8地先から 同 区同 町25番の 14地先まで	1.90	12.87
	新	同	同	同
羽沢 第276号線	旧	保土ヶ谷区東川島町43番の 4地先	1.34	3.48
	新	同	同	同
川島町 第50号線	旧	保土ヶ谷区川島町1,226番 の8地先から 同 区同 町1,258番 の14地先まで	1.18 ないし 1.76	27.71
	新	保土ヶ谷区川島町1,258番 の13地先から 同 区同 町1,259番 の4地先まで	5.51	28.61
川島町 第360号線	旧	保土ヶ谷区川島町1,259番 の1地先から	1.22 ないし 1.30	21.03

		同 区同 町 1,225 番 の 14 地 先 まで		
	新	同	5.52	同
三ツ沢 第 299 号線	旧	保土ヶ谷区星川二丁目 304 番の 1 地 先 から 同 区同 310 番の 1 地 先 まで	2.99 ないし 4.53	32.17
	新	同	4.00 ないし 5.01	同
天王町 第 151 号線	旧	保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目 7 番の 17 地 先 から 同 区同 14 番の 29 地 先 まで	1.84	23.21
	新	同	4.50	同
天王町 第 220 号線	旧	保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目 13 番の 1 地 先 から 同 区同 14 番の 29 地 先 まで	1.82 ないし 1.86	13.39
	新	同	3.16 ないし 3.18	同
東希望が丘 第 267 号線	旧	旭区二俣川 1 丁目 6 番の 1 地 先 から 同 区同 41 番の 3 地 先 まで	4.96 ないし 10.09	97.48
	新	同	10.50	同
東希望が丘 第 380 号線	旧	旭区東希望が丘 36 番の 2 地 先 から 同 区同 33 番の 23 地 先 まで	2.56 ないし 2.61	36.75
	新	同	3.27 ないし	同

			3.31	
四季美台 第493号線	旧	旭区二俣川1丁目5番の47 地先から 同区同 同番の5 地先まで	4.50	12.25
	新	旭区二俣川1丁目5番の17 地先から 同区同 同番の5 地先まで	同	6.67
高田 第3号線	旧	港北区高田西一丁目96番の 4地先から 同区同 105番 の1地先まで	4.30 ないし 4.32	18.84
	新	同	5.83 ないし 5.85	同
高田 第252号線	旧	港北区高田東一丁目1,058 番の3地先から 同区同 1,185 番の11地先まで	2.80	8.41
	新	同	4.40	同
東本郷 第50号線	旧	港北区小机町55番の1地先 から 同区同 町54番の1地先 まで	2.03 ないし 2.06	34.84
	新	同	3.28 ないし 5.51	同
東本郷 第111号線	旧	港北区小机町55番の23地先 から 同区同 町6番の1地先 まで	2.73 ないし 2.88	27.30
	新	同	3.63 ないし 5.51	同
小机 第80号線	旧	港北区小机町369番の1地 先から	4.31 ないし	49.52

		同 区 同 町 1,137 番 の 11 地 先 まで	4.36	
	新	同	4.50 ないし 4.55	同
小 机 第 151 号 線	旧	港 北 区 小 机 町 1,141 番 の 3 地 先 から 同 区 同 町 1,137 番 の 11 地 先 まで	1.76	1.84
	新	同	同	同
小 机 第 153 号 線	旧	港 北 区 小 机 町 1,166 番 の 5 地 先 から 同 区 同 町 1,088 番 の 11 地 先 まで	4.01 ないし 4.92	41.33
	新	同	5.50 ないし 5.51	同
奈 良 西 八 朔 線	旧	青 葉 区 す み よ し 台 17 番 の 4 地 先 から 同 区 同 37 番 の 8 地 先 まで	16.03 ないし 18.44	11.86
	新	同	16.00 ないし 18.50	11.70
上 矢 部 第 224 号 線	旧	戸 塚 区 上 矢 部 町 698 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 710 番 の 55 地 先 まで	7.18 ないし 7.59	34.81
	新	同	7.54 ないし 8.69	同
上 矢 部 第 265 号 線	旧	戸 塚 区 上 矢 部 町 1,624 番 の 107 地 先 から 泉 区 岡 津 町 36 番 の 3 地 先 ま で	3.82 ないし 4.14	6.85
	新	同	3.82 ないし	10.07

			4.36	
上矢部 第363号線	旧	戸塚区上矢部町1,624番の 128地先から 泉区岡津町67番の2地先ま で	1.60 ないし 1.68	59.68
	新	同	2.66 ないし 7.67	同
東俣野 第28号線	旧	戸塚区東俣野町1,718番の 8地先から 同区同町同番の 9地先まで	5.98	2.00
	新	同	同	同
原宿 第93号線	旧	戸塚区原宿五丁目1,004番 の1地先から 同区同1,001番 の26地先まで	1.74 ないし 1.75	19.39
	新	同	3.13	同
原宿 第94号線	旧	戸塚区原宿五丁目990番の 1地先から 同区同995番の 11地先まで	2.35 ないし 3.22	29.04
	新	同	3.43 ないし 3.84	同
笠間 第198号線	旧	栄区笠間二丁目818番の2 地先から 同区同882番の2 地先まで	7.13 ないし 17.12	15.13
	新	同	6.00 ないし 6.53	13.14
名瀬 第7号線	旧	泉区緑園五丁目29番の17地 先から	6.49 ないし 8.26	43.13

		同区同 先まで	28番の1地		
	新	同		8.26 ないし 8.98	同
上飯田 第338号線	旧	泉区和泉中央北三丁目4,39 6番の4地先から 同区和泉中央北二丁目4,13 9番の25地先まで		3.47 ないし 3.48	2.93
	新	同		4.85	同
	旧	泉区和泉中央北三丁目4,40 4番の5地先から 同区和泉中央北二丁目4,13 9番の43地先まで		4.06 ないし 4.52	3.26
	新	同		4.52 ないし 4.53	同
岡津 第372号線	旧	泉区岡津町1,316番の1地 先		1.85 ないし 2.18	18.32
	新	同		4.00 ないし 4.01	16.67
中田 第593号線	旧	泉区中田南一丁目1,366番 の35地先から 同区同 同 番 の5地先まで		3.26 ないし 3.52	19.56
	新	同		4.51 ないし 4.62	同
下飯田 第160号線	旧	泉区和泉町985番の1地先 から 同区同 町990番の1地先 まで		2.60 ないし 2.82	40.43
	新	同		8.13 ないし 12.43	同

下瀬谷 第 172 号線	旧	瀬谷区阿久和東一丁目5番 の1地先から 同 区 同 10番 の1地先まで	1.95 ないし 2.02	39.84
	新	同	3.23 ないし 3.26	同
下瀬谷 第 354 号線	旧	瀬谷区阿久和西三丁目47番 の2地先から 同 区 同 44番 の20地先まで	3.70 ないし 3.85	47.14
	新	同	4.50 ないし 4.55	同

横浜市告示第298号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和7年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
井土ヶ谷 第570号線	旧	南区大岡三丁目950番の16地先	6.24 ^m	2.50 ^m
	新	同	同	同
菊名 第70号線	旧	港北区大豆戸町1,180番の1地内から 同区同町1,179番の1地内まで	11.36	46.63
	新	同	同	同
北八朔南部 第492号線	旧	緑区台村町429番の4地先から 同区同町359番の1地先まで	6.41 ないし 7.29	12.76
	新	同	4.50	同
平戸 第205号線	旧	戸塚区平戸町571番地先から	2.75 ないし 4.78	58.70

		同 区 同 町 519 番 の 1 地 先 まで		
	新	戸 塚 区 平 戸 町 571 番 地 先 か ら 同 区 同 町 519 番 の 1 地 内 まで	2.75 ないし 8.55	同
桜 木 東 戸 塚 線	旧	戸 塚 区 平 戸 町 571 番 地 内 か ら 同 区 同 町 565 番 の 1 地 内 まで	24.00 ないし 28.00	91.79
	新	戸 塚 区 平 戸 町 571 番 地 内 か ら 同 区 同 町 567 番 の 1 地 先 まで	40.28 ないし 79.48	同

公 告

横浜市公告第 335 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

駒岡ショッピングセンター

鶴見区駒岡五丁目6番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井 出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1	イオンリテール株式会社 代表取締役 古 澤 康 之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井 出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか2者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古 澤 康 之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか1者

(4) 変更の年月日
令和7年3月1日ほか

(5) 変更した理由
設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日
令和7年6月3日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第336号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン本牧1番街

中区本牧原7番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1

ほか3者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか4者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか3者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか8者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか4者

(4) 変更の年月日
令和7年3月1日ほか

(5) 変更した理由
設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日
令和7年6月3日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第337号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン天王町ショッピングセンター
保土ヶ谷区川辺町3番地の5ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンリテール株式会社
代表取締役 古澤 康之
千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか15者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか16者

- (4) 変更の年月日
令和7年3月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年6月3日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第338号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら横浜高田

港北区高田西一丁目1番47号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか2者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか2者

(4) 変更の年月日

令和7年3月1日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年6月3日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第339号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル戸塚

戸塚区吉田町台ノ前 778 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1 ほか 1 者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和7年3月1日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年6月3日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第340号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
大道一丁目緑地	金沢区大道一丁目26番	別図のとおり 219 m ²	立入禁止	令和7年6月25日から 令和7年11月30日まで
高谷公園	金沢区六浦東二丁目18番	別図のとおり 1,365 m ²	立入禁止	令和7年6月25日から 令和7年11月30日まで
城山台公園	金沢区谷津町40番の99	別図のとおり 2,013 m ²	立入禁止	令和7年6月25日から 令和7年11月30日まで

別図（省略）

横浜市公告第 341 号

地域計画の案の縦覧

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画の更新をするため、次のとおりその案を利害関係人の縦覧に供する。

なお、当該案に意見がある利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市みどり環境局農政推進課
- 2 縦覧期間
令和7年6月25日から令和7年7月9日まで
- 3 縦覧時間
土日祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第342号

事後調査結果報告書の提出

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第38条第3項の規定に基づき、横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査結果報告書の提出があった。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第343号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 2月10日	30286	株式会社 パイプラインズ	加茂川 宗 嗣	(新) 磯子区馬場町2番12号
				(旧) 中区不老町1丁目5番地の5
令和6年 4月29日	11311	前田興業株式会社	(新) 前 田 謙 治	川崎市多摩区宿河原2丁目28番18号
			(旧) 神 野 将 貴	

横浜市公告第344号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、いずみタウン金沢文庫建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第 345 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年2月16日第2022開402号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区代々木2丁目1番1号
積水ハウス株式会社東京マンション事業部
事業部長 迫 田 秀 樹
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
中区山手町253番の3及び253番の4

横浜市公告第346号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年10月18日第2023開 606号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横須賀市日の出町1丁目12番地
かつ七興産株式会社
代表取締役 高 橋 充
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港南区笹下二丁目 174番の3及び 174番の45から 174番の60まで

横浜市公告第 347 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年5月30日第2024開1103号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区楠町10番地の1
株式会社ベンハウス
代表取締役 荻 間 勉
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区菊名五丁目615番の5、615番の16、615番の17、617番のイの1、627番の4、628番の4及び628番の12

横浜市公告第348号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年8月26日第2024開1206号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区楠町14番地の5
株式会社サンプラン
代表取締役 牧 田 勝 巳
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区鴨居二丁目368番の1、368番の3から368番の11まで及び368番の13

横浜市公告第349号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年10月25日第2024開1203号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
緑区十日市場町873番地の5
石 井 宗 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区霧が丘四丁目8番の1及び8番の2の一部

横浜市公告第350号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年11月27日第2024開1310号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地の1

株式会社ヤオコー

代表取締役 川 野 澄 人

3 開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区品濃町12番の4及び12番の5並びに前田町100番の6及び100番の7

横浜市公告第 351 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・18・1号
- 2 指定年月日
令和7年6月13日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
20.34 m
- 5 指定の場所
都筑区東山田二丁目4番の4
- 6 申請者の氏名
株式会社 T A K I H O U S E
代表取締役 奥 山 武 志

横浜市公告第352号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・16・2号
- 2 指定年月日
令和7年6月13日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
22.82 m
- 5 指定の場所
泉区和泉中央北四丁目4,603番の5
- 6 申請者の氏名
弥生建設株式会社
代表取締役 土屋啓一

横浜市公告第 353 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

1 廃止する道路の指定番号

第39・42号

2 廃止年月日

令和7年6月9日

3 廃止部分の道路の幅員

6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

10.06 m

5 廃止の場所

瀬谷区宮沢二丁目40番の19、41番の1の一部、41番の12の一部及び42番の1の一部

横浜市公告第354号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第33・130号
- 2 廃止年月日
令和7年6月9日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
37.20 m
- 5 廃止の場所
磯子区中原四丁目369番の36地先から386番の51地先まで

横浜市公告第355号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第38・17号
- 2 廃止年月日
令和7年1月20日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
76.50 m
- 5 廃止の場所
泉区下和泉四丁目 1,684 番の2地先から 1,696 番の9地先まで

横浜市公告第 356 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第36・19号
- 2 廃止年月日
令和7年3月19日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.40 m
- 4 廃止部分の道路の延長
77.00 m
- 5 廃止の場所
旭区笹野台三丁目 201 番の 1 地先から 202 番の 8 地先まで及び
202 番の 7 地先から 206 番の 19 地先まで

横浜市公告第 357 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第34・77号
- 2 廃止年月日
令和7年4月16日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
133.00 m
- 5 廃止の場所
旭区中沢一丁目30番の31地先から31番の43地先まで

横浜市公告第358号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

1 一部廃止する道路の指定番号

第37・66号

2 廃止年月日

令和7年6月13日

3 廃止部分の道路の幅員

5.50 m

4 廃止部分の道路の延長

153.36 m

5 廃止の場所

港北区小机町175番の5地先から175番の27地先及び175番の7地先から173番の2地先まで

横浜市公告第359号

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
関内駅前北口地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和7年6月25日から令和15年3月31日まで
- 3 施行地区
中区真砂町3丁目33番の1、33番の2の一部、33番の3、33番の4、34番の1から34番の6まで、35番の1、35番の2、36番、36番の2、36番の3、37番の1から37番の3まで、38番の1及び38番の3並びに万代町1丁目7番の7の一部並びに蓬萊町1丁目7番の6の一部並びに港町2丁目9番の2の一部、9番の3の一部及び3丁目10番の1、10番の2の一部、10番の3、10番の4、11番の1から11番の4まで、12番の1から12番の4まで、13番、14番及び14番の4
- 4 事務所の所在地
中区真砂町3丁目33番地
- 5 設立認可の年月日
令和7年6月25日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合の掲示板及び組合のウェブサイトに掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和7年7月25日

横浜市公告第360号

関内駅前港町地区市街地再開発組合の設立認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第19条第1項の規定により、関内駅前港町地区市街地再開発組合の設立の認可を公告したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年6月25日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区 告 示

戸塚区告示第8号（令和7年6月4日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、宮之谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月4日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	三 浦 宏 一 戸塚区戸塚町 3,369 番 地	代 田 敦 男 戸塚区戸塚町 3,228 番 地

戸塚区告示第9号（令和7年6月4日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ぐみさわなか団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月4日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山下 正 史 戸塚区汲沢三丁目2番 1－157号	佐 藤 かおる 戸塚区汲沢三丁目2番 4－441号

泉区告示第15号（令和7年6月6日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、台村自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月6日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	龍崎正之 泉区上飯田町 2,819 番 地の 11	遠藤 裕 泉区上飯田町 2,365 番 地

泉区告示第16号（令和7年6月6日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、山神前町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月6日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	南 絵里子 泉区中田南一丁目35番 18号	中 村 知 行 泉区中田南五丁目13番 3号

泉区告示第17号（令和7年6月6日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、並木谷戸町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月6日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	浅井利夫 泉区和泉町 5,662 番地 の 25	鷹野雄次 泉区和泉中央北一丁目 33 番 29 号

泉区告示第18号（令和7年6月6日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、朝日町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月6日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	稲 見 勇 泉区中田東四丁目3番 17号	杉 本 光 由 泉区中田東四丁目12番 1号

戸塚区告示第10号（令和7年6月9日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東明西町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月9日

横浜市戸塚区長 近藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	三 嶋 佳 子 戸塚区汲沢七丁目8番 12号	飯 塚 誠 司 戸塚区汲沢七丁目3番 33号

港北区告示第6号（令和7年6月9日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、師岡南町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月9日

横浜市港北区長 竹下幸紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木大成 港北区師岡町378番地	有田昭典 港北区師岡町340番地の12

戸塚区告示第11号（令和7年6月10日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、汲沢さつき町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月10日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	植 村 茜 戸塚区汲沢町 510 番地 の 77	佐 藤 久 春 戸塚区汲沢町 376 番地 の 6

金沢区告示第6号（令和7年6月11日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、乙舢町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月11日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	永井 由真子 金沢区乙舢町13番25号	村上 徹 金沢区乙舢町3番20号

金沢区告示第7号（令和7年6月11日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台五丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月11日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	林 由 紀 金沢区能見台五丁目23 番地の7	笠 置 幸 雄 金沢区能見台五丁目61 番地の1

金沢区告示第8号（令和7年6月11日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、城山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月11日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	齋藤 周平 金沢区谷津町40番地の31	加藤 保 金沢区谷津町40番地の131

金沢区告示第10号（令和7年6月11日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台3丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月11日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中 嶋 信 幸 金沢区能見台三丁目30 番地の6	塚 田 実 金沢区能見台三丁目2 番地の14

港南区告示第4号（令和7年6月13日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、金井町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月13日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	黒澤 徹 港南区日野南一丁目 27番7号	千葉 まき子 港南区日野南二丁目 16番18号

中区告示第1号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、豆口台上町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市中区長 永井 由香

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	長谷川 良 治 中区豆口台50	笹 尾 賢 一 中区豆口台157の6

磯子区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、杉田梅林町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市磯子区長 高 橋 功

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	清 水 弓 絵 磯子区杉田六丁目11 番14号	黒 須 早 繁 磯子区杉田六丁目8 番17号

栄区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸五丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	清 水 昭 良 栄区庄戸五丁目1番12号	徳 田 涼 栄区庄戸五丁目14番25号

栄区告示第7号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	中 妻 哲 雄 栄区笠間五丁目7番5号	折 橋 秀 三 栄区笠間五丁目8番10号

栄区告示第8号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、湘南ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	下 山 英 世 栄区公田町 971 番地の 67	伊 藤 久 志 栄区公田町 971 番地の 86

栄区告示第9号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、犬山町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	萩 野 正 夫 栄区桂台東17番7号	安 武 光 夫 栄区犬山町18番14号

栄区告示第10号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、みどりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月25日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	佐 藤 弥 生	阿 部 誠
及び住所	栄区東上郷町4番19号	栄区東上郷町1番48号

区 公 告

戸 塚 区 公 告 第 113 号 （ 令 和 7 年 6 月 16 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 7 年 6 月 16 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 近 藤 武

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 6 - 20 浜 横 浜	令 和 6 年 6 月 27 日

鶴見区公告第134号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市鶴見区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

神奈川区公告第47号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市神奈川区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

西区公告第101号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市西区長 菊地 健次

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市西区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

中区公告第91号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市中区長 永井 由香

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市中区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

南区公告第91号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市南区長 高 澤 和 義

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港南区公告第84号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市港南区長 栗原 敏也

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

保土ヶ谷区公告第93号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

旭区公告第106号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市旭区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

磯子区公告第80号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市磯子区長 高 橋 功

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市磯子区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

金沢区公告第77号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市金沢区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港北区公告第7号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港北区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

緑区公告第46号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市緑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

青葉区公告第5号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市青葉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

都 筑 区 公 告 第 64 号

国 民 健 康 保 険 資 格 確 認 書 の 更 新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

1 更 新 の 時 期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更 新 の 対 象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更 新 の 方 法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市都筑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

戸塚区公告第109号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市戸塚区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

栄区公告第65号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市栄区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

泉 区 公 告 第 53 号

国 民 健 康 保 険 資 格 確 認 書 の 更 新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市泉区長 山 口 賢

1 更 新 の 時 期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更 新 の 対 象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更 新 の 方 法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市泉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

瀬谷区公告第44号

国民健康保険資格確認書の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。）の更新を行う。

令和7年6月25日

横浜市瀬谷区長 山 岸 秀 之

1 更新の時期

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が令和7年7月31日である資格確認書を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな資格確認書を令和7年7月18日から令和7年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

水道局

横浜市水道局企業職員休暇規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月13日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山岡 秀一

水道局規程第6号（令和7年6月13日揭示済）

横浜市水道局企業職員休暇規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員休暇規程（平成4年3月水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第16号中「必要な世話をいう。」の次に「以下「介護等」という。」を加え、「当該世話」を「当該介護等」に改める。

第6条の2の次に次の2条を加える。

（介護等についての申出があった場合における措置等）

第6条の3 管理者は、職員から配偶者等、父母、子、配偶者等の父母又は第5条第16号に掲げる者が当該職員の介護等を必要とする状況に至ったことの申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護等との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申告に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する休暇年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第6条の4 管理者は、介護両立支援制度等の請求又は申告が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

交通局

交通局公告第3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次の者を令和7年5月23日懲戒処分に付した。

令和7年6月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部駅 務管理所	事務職員	原 一 美	減給1号
自動車本部港北 営業所	運輸職員	長谷川 重 樹	戒 告

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月25日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第6号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表日限山中学校の部を次のように改める。

日限山中学校	ひぎり舞岡小学校区域	ひぎり舞岡小学校	港南区 上永谷町 4,345 番地から 4,783 番地まで、 4,816 番地から 4,830 番地まで、上永谷六丁目 16 番 12 号から 16 番 25 号まで、16 番 27 号、下永谷四丁目 22 番、野庭町 1,551 番地、日限山一丁目 1 番から 58 番 17 号まで、58 番 23 号から 59 番 28 号まで、59 番 43 号から 68 番まで、日限山二丁目、日限山三丁目、日限山四丁目 戸塚区 舞岡町 961 番地から 994 番地まで、996 番地から 1,002 番地まで、1,004 番地、1,005 番地、1,015 番地から 1,021 番地

まで、 1,138 番地、
 1,139 番地、 1,143
 番地から 1,152 番地
 まで、 1,154 番地か
 ら 1,158 番地まで、
 1,160 番地から 1,18
 2 番地まで、 1,191
 番地から 1,194 番地
 まで、 1,208 番地か
 ら 1,461 番地まで、
 1,463 番地から 1,47
 1 番地まで、 1,475
 番地から 1,989 番地
 まで、 2,008 番地、
 2,445 番地から 2,93
 3 番地まで、 2,935
 番地の 1、 2,935 番
 地の 4、 2,935 番地
 の 5、 2,936 番地、
 2,937 番地の 1、 2,
 937 番地の 4、 2,93
 7 番地の 6、 2,940
 番地の 2、 2,940 番
 地の 6、 2,941 番地
 、 2,942 番地、 2,97
 3 番地から 2,979 番
 地まで、 3,042 番地
 の 2、 3,043 番地か
 ら 3,045 番地の 1 ま
 で、 3,047 番地の 1
 、 3,049 番地、 3,05
 0 番地、 3,052 番地
 の 1、 3,052 番地の
 4、 3,053 番地の 1
 、 3,053 番地の 4、
 3,054 番地から 3,06
 7 番地まで、 4,050
 番地から 4,085 番地
 まで、南舞岡一丁目
 、南舞岡二丁目、南

			舞岡三丁目、南舞岡 四丁目
--	--	--	------------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会告示第12号

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために
納付すべき費用の額

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額を次のとおり公表する。

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額（令和6年10月横浜市教育委員会告示第22号）は、廃止する。

令和7年6月25日

横浜市教育委員会

1 個人演説会等施設の設備の程度

(1) 設備をする場所

（鶴見区）

施設の名称	設備をする場所	面積（㎡）
末吉小学校	図書館	130
市場小学校	体育館	860
潮田小学校	体育館Mルーム	068
東台小学校	図工室	95
旭小学校	体育館	484
獅子ヶ谷小学校	体育館	559
馬場小学校	体育館	562
生麦小学校	図書室	128
豊岡小学校	図工室	122
下野谷小学校	体育館	1,294
入船小学校	図書室	88
鶴見小学校	体育館	561
平安小学校	体育館	787
岸谷小学校	体育館	579
矢向小学校	体育館	520
上末吉小学校	体育館	476
駒岡小学校	体育館	586
下末吉小学校	体育館	588
寺尾小学校	体育館	598
汐入小学校	体育館	778
上寺尾小学校	図書室	144
新鶴見小学校	体育館	672
市場中学校	体育館	870
潮田中学校	音楽室	95

末吉中学校	体育館	860
鶴見中学校	格技場	240
寺尾中学校	体育館	900
生麦中学校	体育館	964
寛政中学校	体育館 M ルーム	48
矢向中学校	体育館	810
上の宮中学校	格技場	349
横浜サイエンスフロンティア 高等学校・横浜サイエンス フロンティア附属中学校	カフェテリア	450

(注) 東高等学校は使用できない。

(神奈川区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
青木小学校	第二音楽室	100
神奈川小学校	体育館	628
子安小学校	体育館	1,204
神橋小学校	体育館	582
二谷小学校	体育館	812
浦島小学校	体育館	614
菅田の丘小学校	体育館	1,104
幸ヶ谷小学校	多目的室	122
三ツ沢小学校	体育館	776
斎藤分小学校	体育館	595
西寺尾小学校	体育館	618
西寺尾第二小学校	体育館	1,019
神大寺小学校	体育館	1,194
中丸小学校	体育館	586
大口台小学校	体育館	778
羽沢小学校	体育館	648
南神大寺小学校	体育館	559
白幡小学校	体育館	558
浦島丘中学校	多目的ホール	79
栗田谷中学校	格技場	246
六角橋中学校	コミュニティハ ウス研修室	80
神奈川中学校	視聴覚室	96
松本中学校	体育館	781
錦台中学校	体育館	832

菅田中学校	体育館	640
盲特別支援学校	体育館	759

(西区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
戸部小学校	体育館	559
東小学校	体育館	571
宮谷小学校	体育館	1,041
一本松小学校	体育館	996
西前小学校	体育館	1,018
稲荷台小学校	体育館	672
浅間台小学校	体育館	778
みなとみらい本町小学校	体育館	761
老松中学校	体育館	743
西中学校	体育館	873
軽井沢中学校	体育館	1,155

(注) 平沼小学校・岡野中学校は使用できない。

(中区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
北方小学校	体育館	836
元街小学校	図書室	130
本町小学校	体育館	655
立野小学校	体育館	690
大鳥小学校	体育館	778
山元小学校	体育館	931
間門小学校	体育館	416
本牧南小学校	体育館	683
本牧小学校	体育館	1,003
港中学校	体育館	1,023
横浜吉田中学校	体育館	813
大鳥中学校	体育館	1,838
仲尾台中学校	格技場	303
本牧中学校	体育館	1,090
みなと総合高等学校	食堂	403

(南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
石川小学校	体育館	788
大岡小学校	体育館	562
南吉田小学校	体育館	566

日枝小学校	体育館	612
藤の木小学校	図書室	40
井土ヶ谷小学校	体育館	795
蒔田小学校	体育館	482
中村小学校	体育館	776
南小学校	体育館	476
六つ川小学校	体育館	1,185
永田小学校	体育館	494
別所小学校	体育館	558
六つ川西小学校	体育館	559
共進中学校	体育館	848
蒔田中学校	体育館	657
永田中学校	体育館	745
南中学校	体育館	660
南が丘中学校	体育館	676
六ツ川中学校	体育館	747
藤の木中学校	体育館	752
横浜商業高等学校	食堂	400
横浜総合高等学校	視聴覚室	142

(注) 南太田小学校・太田小学校・六つ川台小学校・永田台小学校・平楽中学校・中村特別支援学校・浦舟特別支援学校は使用できない。

(港南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
日野小学校	体育館	473
吉原小学校	体育館	475
永野小学校	家庭科室	129
芹が谷小学校	視聴覚室	80
日下小学校	体育館	494
下永谷小学校	家庭科室	70
南台小学校	体育館	946
上大岡小学校	体育館	558
芹が谷南小学校	体育館	480
港南台第一小学校	体育館	590
港南台第二小学校	体育館	615
港南台第三小学校	体育館	559
日野南小学校	体育館	693
下野庭小学校	体育館	652

永谷小学校	図書室	128
丸山台小学校	体育館	555
野庭すずかけ小学校	体育館	563
小坪小学校	体育館	789
桜岡小学校	体育館	561
日限山小学校	体育館	545
港南中学校	体育館	798
上永谷中学校	音楽室	64
笹下中学校	体育館	762
港南台第一中学校	体育館 M ルーム	63
芹が谷中学校	被服室	126
日限山中学校	体育館	733
日野南中学校	体育館	733
丸山台中学校	体育館	779
東永谷中学校	体育館	1, 170
南高等学校・南高等学校附属中学校	食堂	316
港南台ひの特別支援学校	ホール	250
日野中央高等特別支援学校	体育館	614

(注) 相武山小学校は使用できない。

(保土ヶ谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
星川小学校	体育館	501
仏向小学校	体育館	942
坂本小学校	体育館	501
保土ヶ谷小学校	体育館	958
川島小学校	体育館	562
今井小学校	体育館	603
藤塚小学校	体育館	558
帷子小学校	第一音楽室	97
峯小学校	体育館	633
岩崎小学校	児童会議室	64
富士見台小学校	体育館	720
桜台小学校	体育館	555
常盤台小学校	体育館	617
上星川小学校	体育館	384
初音が丘小学校	体育館	914
新井小学校	体育館	631

上菅田笹の丘小学校	体育館	924
瀬戸ヶ谷小学校	体育館	467
権太坂小学校	体育館	480
岩崎中学校	体育館	1,017
保土ヶ谷中学校	体育館	866
宮田中学校	体育館	1,024
岩井原中学校	体育館	1,097
上菅田中学校	体育館	749
新井中学校	体育館	743
橘中学校	体育館	817
桜丘高等学校	図書館小講堂	120
上菅田特別支援学校	体育館	896
ろう特別支援学校	体育館	885

(注) 西谷中学校は使用できない。

(旭区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
二俣川小学校	体育館	574
中沢小学校	図工室	95
さちが丘小学校	体育館	588
万騎が原小学校	体育館	589
市沢小学校	体育館	805
白根小学校	体育館	594
上川井小学校	体育館	487
都岡小学校	体育館	599
今宿小学校	体育館	598
希望ヶ丘小学校	体育館	798
東希望が丘小学校	体育館	562
笹野台小学校	視聴覚室	101
鶴ヶ峯小学校	体育館	623
本宿小学校	体育館	591
不動丸小学校	体育館	621
川井小学校	体育館	586
上白根小学校	体育館	590
南本宿小学校	体育館	598
左近山小学校	体育館	480
善部小学校	体育館	653
若葉台小学校	体育館	591
四季の森小学校	体育館	587

鶴ヶ峯中学校	体育館	657
万騎が原中学校	体育館	1,139
希望が丘中学校	体育館	652
左近山中学校	体育館	657
都岡中学校	体育館	778
旭中学校	体育館	884
南希望が丘中学校	図書室	169
今宿中学校	図書室	128
本宿中学校	体育館	733
若葉台中学校	Eホール	124
上白根北中学校	体育館	1,048
左近山特別支援学校	多目的室	65

(注) 今宿南小学校・中尾小学校・若葉台特別支援学校は使用できない。

(磯子区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
磯子小学校	体育館	474
杉田小学校	体育館	558
根岸小学校	図書室	132
滝頭小学校	体育館	627
浜小学校	体育館	919
梅林小学校	体育館	903
岡村小学校	体育館	792
洋光台第一小学校	体育館	602
洋光台第二小学校	体育館	480
洋光台第三小学校	体育館	792
洋光台第四小学校	体育館	558
森東小学校	体育館	581
山王台小学校	体育館	594
さわの里小学校	体育館	607
根岸中学校	体育館	967
浜中学校	体育館	1,011
汐見台中学校	体育館	867
岡村中学校	体育館	930
洋光台第一中学校	体育館	869
洋光台第二中学校	体育館	875
森中学校	体育館	777
横浜商業高等学校別科	多目的ホール	364

(注) 屏風浦小学校・汐見台小学校は使用できない。

(金沢区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
金沢小学校	体育館	776
釜利谷小学校	体育館	603
六浦小学校	体育館	563
富岡小学校	体育館	776
大道小学校	コミュニティハウス研修室	95
八景小学校	八景コミュニティハウス	90
文庫小学校	体育館	657
瀬ヶ崎小学校	体育館	800
西柴小学校	体育館	666
朝比奈小学校	体育館	593
高舟台小学校	体育館	555
並木第一小学校	体育館	892
並木中央小学校	体育館	688
並木第四小学校	体育館	879
釜利谷東小学校	体育館	555
能見台小学校	体育館	861
釜利谷南小学校	体育館	848
小田小学校	体育館	984
六浦南小学校	体育館	913
能見台南小学校	体育館	919
金沢中学校	格技場	443
六浦中学校	体育館	1,077
大道中学校	体育館	1,311
西柴中学校	体育館	981
富岡中学校	体育館	824
富岡東中学校	体育館	869
並木中学校	体育館	873
釜利谷中学校	体育館	788
小田中学校	体育館	585
金沢高等学校	食堂	524

(注) 西富岡小学校・義務教育学校西金沢学園は使用できない。

(港北区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
日吉台小学校	体育館	504
高田小学校	体育館	503
新田小学校	体育館	568
大綱小学校	体育館	589
太尾小学校	地域交流室	150
大曽根小学校	体育館	595
師岡小学校	体育館	631
城郷小学校	体育館	515
港北小学校	体育館	680
綱島小学校	多目的室	184
菊名小学校	体育館	831
篠原小学校	体育館	588
下田小学校	研修室	70
駒林小学校	体育館	598
日吉南小学校	体育館	582
新吉田小学校	図書室	136
新吉田第二小学校	体育館	555
綱島東小学校	体育館	586
矢上小学校	体育館	472
高田東小学校	会議室	42
新羽小学校	体育館	555
北綱島小学校	体育館	480
大豆戸小学校	体育館	555
小机小学校	体育館	778
城郷中学校	図書室	128
新田中学校	体育館	1,278
日吉台中学校	格技場	350
大綱中学校	格技場	272
篠原中学校	体育館	832
樽町中学校	図書館	128
日吉台西中学校	体育館	757
高田中学校	体育館	1,073

(注) 篠原西小学校・箕輪小学校・新羽中学校・北綱島特別支援学校は使用できない。

(緑区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
山下小学校	体育館	602

鴨居小学校	体育館	970
新治小学校	体育館	805
三保小学校	体育館	388
十日市場小学校	体育館	700
森の台小学校	体育館	840
長津田小学校	体育館	644
長津田第二小学校	体育館	491
竹山小学校	体育館	639
緑小学校	体育館	375
いぶき野小学校	体育館	967
中山小学校	体育館	776
山下みどり台小学校	体育館	918
田奈中学校	体育館	984
中山中学校	体育館	1,185
十日市場中学校	格技場	417
鴨居中学校	格技場	255
東鴨居中学校	体育館	1,086
義務教育学校霧が丘学園	小学部体育館	593

(注) 上山小学校・東本郷小学校は使用できない。

(青葉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
鉄小学校	体育館	648
谷本小学校	体育館	559
田奈小学校	体育館	632
つつじが丘小学校	オープンスペース	112
榎が丘小学校	多目的ホール	90
山内小学校	体育館	631
美しが丘小学校	体育館	558
美しが丘東小学校	多目的ホール	84
奈良小学校	体育館	680
青葉台小学校	体育館	611
みたけ台小学校	体育館	555
美しが丘西小学校	体育館	900
もえぎ野小学校	体育館	559
元石川小学校	体育館	559
藤が丘小学校	体育館	473
市ヶ尾小学校	体育館	555

あざみ野第一小学校	体育館	559
あざみ野第二小学校	体育館	590
嶮山小学校	体育館	559
鴨志田第一小学校	体育館	559
東市ヶ尾小学校	図書室	120
鴨志田緑小学校	体育館	777
荏子田小学校	体育館	742
恩田小学校	体育館	809
新石川小学校	体育館	824
さつきが丘小学校	体育館	1,109
荏田西小学校	体育館	784
桂小学校	体育館	932
奈良の丘小学校	体育館	1,030
黒須田小学校	体育館	720
すすき野中学校 (旧すすき野小学校)	体育館	480
山内中学校	総合部室	70
青葉台中学校	図書館	120
谷本中学校	体育館	806
みたけ台中学校	体育館	733
美しが丘中学校	体育館	743
奈良中学校	体育館	743
緑が丘中学校	体育館	747
あざみ野中学校	体育館	777
市ヶ尾中学校	格技場	300
もえぎ野中学校	体育館	761
鴨志田中学校	体育館	839
あかね台中学校	地域交流室	130

(都筑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
中川小学校	体育館	558
山田小学校	図書室	130
勝田小学校	体育館	840
すみれが丘小学校	体育館	470
茅ヶ崎小学校	体育館	878
中川西小学校	図書室	128
都田小学校	体育館	1,064
荏田小学校	図工室	98

折本小学校	体育館	711
都田西小学校	体育館	556
荏田東第一小学校	図書室	101
荏田南小学校	体育館	895
川和東小学校	学校図書館	143
茅ヶ崎台小学校	体育館	1,037
北山田小学校	体育館	672
つづきの丘小学校	体育館	720
南山田小学校	体育館	672
都筑小学校	体育館	980
東山田小学校	体育館	764
茅ヶ崎東小学校	体育館	1,151
牛久保小学校	体育館	720
中川中学校	武道場	250
茅ヶ崎中学校	格技場	395
中川西中学校	格技場	228
都田中学校	体育館	720
川和中中学校	多目的ホール	367
荏田南中学校	体育館	602
東山田中学校	体育館	1,179
早渕中学校	体育館棟アリーナ	1,664

(注) 川和小学校は使用できない。

(戸塚区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
汲沢小学校	体育館	589
川上小学校	家庭科室	98
柏尾小学校	体育館	501
川上北小学校	体育館	589
大正小学校	図工室	116
小雀小学校	体育館	563
東戸塚小学校	体育館	779
境木小学校	体育館	488
矢部小学校	体育館	615
南戸塚小学校	体育館	558
平戸小学校	体育館	586
深谷小学校	体育館	491
横浜深谷台小学校	体育館	586

東汲沢小学校	研修室	66
平戸台小学校	体育館	555
鳥が丘小学校	体育館	555
南舞岡小学校	体育館	557
上矢部小学校	体育館	593
品濃小学校	体育館	874
秋葉小学校	体育館	811
東俣野小学校	体育館	788
舞岡小学校	体育館	710
倉田小学校	体育館	890
東品濃小学校	体育館	775
下郷小学校	体育館	664
名瀬小学校	体育館	491
大正中学校	格技場	352
戸塚中学校	体育館	1,294
豊田中学校	武道場	445
舞岡中学校	体育館	882
境木中学校	体育館	762
汲沢中学校	体育館	883
名瀬中学校	体育館	743
深谷中学校	体育館	733
秋葉中学校	体育館	809
平戸中学校	体育館	803
南戸塚中学校	体育館	868
戸塚高等学校	食堂	380

(注) 戸塚小学校・東俣野特別支援学校は使用できない。

(栄区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
豊田小学校	体育館	780
本郷小学校	体育館	999
西本郷小学校	体育館	561
千秀小学校	体育館	600
飯島小学校	体育館	586
桂台小学校	体育館	626
本郷台小学校	体育館	787
小菅ヶ谷小学校	体育館	586
公田小学校	体育館	555
小山台小学校	体育館	555

笠間小学校	体育館	555
桜井小学校	体育館	591
庄戸小学校	体育館	568
上郷小学校	体育館	662
本郷中学校	体育館	874
西本郷中学校	体育館	732
飯島中学校	体育館	767
小山台中学校	体育館	779
本郷特別支援学校	体育館	632
上郷中学校	体育館	657

(注) 桂台中学校は使用できない。

(泉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
中和田小学校	体育館	600
中和田南小学校	体育館	590
上飯田小学校	体育館	562
飯田北いちょう小学校	体育館	564
岡津小学校	体育館	900
中田小学校	体育館	560
東中田小学校	体育館	668
新橋小学校	体育館	579
和泉小学校	体育館	598
下和泉小学校	体育館	586
葛野小学校	体育館	491
いずみ野小学校	体育館	555
伊勢山小学校	体育館	555
西が岡小学校	体育館	1,110
岡津中学校	体育館	1,448
中和田中学校	体育館	1,615
泉が丘中学校	体育館	817
中田中学校	体育館	805
上飯田中学校	体育館	743
いずみ野中学校	体育館	779
領家中学校	体育館	781
義務教育学校緑園学園	メインアリーナ	1,749

(瀬谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
原小学校	体育館	589

上瀬谷小学校	体育館	589
瀬谷小学校	体育館	574
相沢小学校	体育館	480
瀬谷第二小学校	体育館	480
二つ橋小学校	体育館	561
三ツ境小学校	体育館	1,051
南瀬谷小学校	体育館	1,052
大門小学校	図書室	130
瀬谷さくら小学校	体育館	582
瀬谷中学校	体育館	741
東野中学校	体育館	811
原中学校	武道場	387
下瀬谷中学校	体育館	779
二つ橋高等特別支援学校	会議室	75

(注) 南瀬谷中学校は使用できない。

(2) 設備の程度

照明	演壇	聴衆席	弁士席
有	机 1 台 椅子 1 脚	椅子 1 人用 50 脚	机 1 台 椅子 5 脚

2 施設の使用のために納付すべき費用の額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	10,668 円
平日の夜間	29,765 円
休日	31,282 円

備考 1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日（前記に掲げる日を除く。）をいう。

2 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午前8時30分までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として541円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として550円を加算する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第16号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年6月25日

横浜市選挙管理委員会

50分の1の数 62,622 人

6分の1の数 521,850 人

3分の1の数 1,043,699 人

選挙区ごとの3分の1の数

鶴見区 80,118 人

神奈川区 68,637 人

西区 29,244 人

中区 40,446 人

南区 55,432 人

港南区 60,082 人

保土ヶ谷区 57,015 人

旭区 68,471 人

磯子区 45,943 人

金沢区 54,676 人

港北区 99,890 人

緑区 50,189 人

青葉区 85,631 人

都筑区 58,372 人

戸塚区 78,122 人

栄区 34,362 人

泉区 42,713 人

瀬谷区 34,361 人

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得

た 数 491,388 人

監査委員

横浜市監査委員告示第1号

包括外部監査人の監査の事務を補助する者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による包括外部監査人櫻山加奈子の監査の事務を補助する者の協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月25日

横浜市監査委員 酒井良清
同 高品彰
同 前田一
同 瀬之間康浩
同 麓理恵

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで
加藤 聡	東京都中央区日本橋浜町2丁目26番8－201号	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで
谷川 淳	東京都新宿区西新宿7丁目19番14－1106号	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで
斉藤 将	東京都品川区旗の台6丁目3番4号	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで
鈴木 亮子	戸塚区前田町506番地の12	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで
神戸 政之	西区桜木町4丁目17番地	令和7年6月12日から 令和8年3月31日まで

市会

令和7年第2回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 5月15日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

5月15日から6月5日までの22日間と決定

常任委員の選任

以上議長指名により選任（氏名 別紙1）

常任委員会委員長及び同副委員長2人の選挙

以上議長指名により選挙（当選人氏名 別紙1）

特別委員会報告書

以上報告、市長に送付、新たな都市活力推進特別委員会、健康づくり・スポーツ推進特別委員会、郊外部再生・活性化特別委員会は調査終了

議第1号議案 未来のまちづくり推進特別委員会等の設置並びに大都市行財政制度特別委員会の名称等及び基地対策特別委員会の委員定数の変更

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

特別委員の選任

以上議長指名により選任（氏名 別紙2）

特別委員会委員長及び同副委員長2人の選挙

以上議長指名により選挙（当選人氏名 別紙2）

神奈川県内広域水道企業団議会議員4人の選挙

以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙3）

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員7人の選挙

以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙3）

市第1号議案 横浜市監査委員の選任
以上委員会付託を省略、即決にて同意

口頭追加 議長の辞職
以上即決にて許可

口頭追加 議長の選挙
以上指名推選により選挙（当選人 渋谷 健君）

口頭追加 副議長の辞職
以上即決にて許可

口頭追加 副議長の選挙
以上指名推選により選挙（当選人 尾崎 太君）

市会運営委員の選任
以上議長指名により選任（氏名 別紙3）

市会運営委員会委員長及び同副委員長2人の選挙
以上議長指名により選挙（当選人氏名 別紙3）

4 散会時刻 午前11時16分

別紙 1

常 任 委 員 会

委員会名		政 策 経 営 財 ・ 政 務 員 会	国 際 ・ 港 員 会	市 民 ・ に ぎ わ い ス ポ ー ツ 文 化 防 会	こ ど も 青 少 年 育 教 員 会	健 康 福 祉 医 員 会	脱 炭 素 ・ GREEN × EXPO 推 進 ・ み ど り 環 境 ・ 資 源 循 環 委 員 会	建 築 ・ 都 市 整 備 道 員 会	下 水 道 河 川 ・ 交 通 委 員 会
定 数		11	10	11	11	11	11	11	10
委 員 長		川 口 広	く した 久 子	竹 内 康 洋	大 岩 真 善 和	望 月 康 弘	大 桑 正 貴	伊 波 俊 之 助	長 谷 川 琢 磨
氏 名 ・ 会 派		(自 民)	(維 新)	(公 明)	(立 憲)	(公 明)	(自 民)	(自 民)	(自 民)
副 委 員 長		仁 田 昌 寿	小 松 範 昭	山 田 一 誠	横 山 勇 太 朗	酒 井 誠	磯 部 圭 太	東 み ち ち ょ	青 木 亮 祐
氏 名 ・ 会 派		(公 明)	(自 民)	(自 民)	(自 民)	(自 民)	(自 民)	(自 民)	(自 民)
		谷 田 部 孝 一	伏 見 幸 枝	中 山 大 輔	高 橋 正 治	山 浦 英 太	大 山 し ょ う じ	斉 藤 伸 一	二 井 く み よ
		(立 憲)	(自 民)	(立 憲)	(公 明)	(立 憲)	(維 新)	(公 明)	(国 民)
自 民	人 員	4	4	4	4	4	4	4	4
	氏 名	川 口 広	小 松 範 昭	お さ か べ さ や か	佐 藤 祐 文	酒 井 誠	磯 部 圭 太	東 み ち ち ょ	青 木 亮 祐
		黒 川 勝	清 水 富 雄	瀬 之 間 康 浩	鈴 木 太 郎	渋谷 健	大 桑 正 貴	伊 波 俊 之 助	斉 藤 達 也
		福 地 茂	田 野 井 一 雄	藤 代 哲 夫	横 山 勇 太 朗	増 永 純 女	鴨 志 田 啓 介	白 井 亮 次	長 谷 川 琢 磨
公 明	人 員	2	2	2	2	2	2	2	1
	氏 名	行 田 朝 仁	尾 崎 太	竹 内 康 洋	高 橋 正 治	木 内 秀 一	市 来 栄 美 子	斉 藤 伸 一	安 西 英 俊
		仁 田 昌 寿	武 田 勝 久	竹 野 内 猛	福 島 直 子	望 月 康 弘	久 保 和 弘	中 島 光 徳	
立 憲	人 員	2	1	2	2	2	1	1	1
	氏 名	田 中 ゆ き		越 久 田 記 子	大 岩 真 善 和	か ざ ま あ さ み			
		谷 田 部 孝 一	高 田 修 平	中 山 大 輔	藤 崎 浩 太 郎	山 浦 英 太	花 上 喜 代 志	森 ひ ろ た か	麓 理 恵
維 新	人 員	1	1	1	1	1	1		1
	氏 名	坂 井 太	く した 久 子	田 中 紳 一	柏 原 す ぐ る	伊 藤 く み こ	大 山 し ょ う じ		い そ べ 尚 哉
共 産	人 員	1			1	1	1	1	
	氏 名	み わ 智 恵 美			古 谷 靖 彦	大 和 田 あ き お	宇 佐 美 さ や か	白 井 正 子	
国 民	人 員		1	1			1	1	1
	氏 名		坂 本 勝 司	熊 本 ち ひ ろ			こ が ゆ 康 弘	深 作 祐 衣	二 井 く み よ
横 浜	人 員		1	1					
	氏 名		山 田 桂 一 郎	関 嵩 史					
太 田	人 員							1	
	氏 名							太 田 正 孝	
井 上	人 員				1				
	氏 名				井 上 さ く ら				
無	人 員								1
	氏 名								梶 村 充
無	人 員							1	
	氏 名							興 石 か つ 子	
無	人 員								1
	氏 名								高 橋 の り み
浜 風	人 員					1			
	氏 名					荻 原 隆 宏			
長 え	人 員						1		
	氏 名						長 谷 川 え つ こ		
ト モ	人 員	1							
	氏 名	大 野 ト モ イ							

別紙2

特 別 委 員 会

委員会名		特別市・特別 大都市行財政制度 特別委員会	基地対策 特別委員会	減災対策推進 特別委員会	未来まちづくり 特別委員会	次世代活躍推進 特別委員会	市民活躍・地域 コミュニティ活性化 特別委員会
定 数		14	15	15	14	14	14
委員長 氏名・会派		福 地 茂 (自 民)	山 田 一 誠 (自 民)	横 山 勇太郎 (自 民)	東 みちよ (自 民)	竹野内 猛 (公 明)	麓 理 恵 (立 憲)
副委員長 氏名・会派		安 西 英 俊 (公 明)	白 井 亮 次 (自 民)	木 内 秀 一 (公 明)	磯 部 圭 太 (自 民)	おさかべさやか (自 民)	鴨志田 啓 介 (自 民)
		森 ひろたか (立 憲)	坂 本 勝 司 (国 民)	中 山 大 輔 (立 憲)	伊 藤 くみこ (維 新)	大 桑 正 貴 (自 民)	黒 川 勝 (自 民)
自 民	人 員	6	6	5	5	5	5
	氏 名	川 口 広 小 松 範昭 斉 藤 達也 関 勝 則 福 地 茂 横 山 正 人	渋谷 健次 白 井 亮次 伏見 幸枝 松 本 正 山 田 一 誠	佐 藤 祐 文 鈴木 太郎 増 永 純 女 横 山 勇太郎 渡 邊 忠 則	東 みちよ 伊 波 俊之助 磯 部 圭 太 佐 藤 茂 瀬之間 康 浩	おさかべさやか 大 桑 正 貴 酒 井 誠 長谷川 琢 磨 藤 代 哲 夫	青 木 亮 祐 鴨志田 啓 介 黒 川 勝 清 水 富 雄 田野井 一 雄
公 明	人 員	3	2	3	2	3	2
	氏 名	安 西 英 俊 行 田 朝 仁 中 島 光 徳	仁 田 昌 寿 望 月 康 弘	市 来 栄美子 尾 崎 太 木 内 秀 一	久 保 和 弘 福 島 直 子	高 橋 正 治 武 田 勝 久 竹野内 猛	斉 藤 伸 一 竹 内 康 洋
立 憲	人 員	2	2	2	2	2	2
	氏 名	かざま あさみ 森 ひろたか	高 田 修 平 山 浦 英 太	田 中 ゆ き 中 山 大 輔	大 岩 真善和 谷田部 孝 一	花 上 喜代志 藤 崎 浩太郎	越久田 記 子 麓 理 恵
維 新	人 員	1	1	1	2	1	1
	氏 名	坂 井 太	大 山 しょうじ	いそべ 尚 哉	伊 藤 くみこ 田 中 紳 一	くしだ 久 子	柏 原 すぐる
共 産	人 員	1	1	1		1	1
	氏 名	み わ 智恵美	古 谷 靖 彦	白 井 正 子		大和田 あきお	宇佐美 さやか
国 民	人 員		1	1	1	1	1
	氏 名		坂 本 勝 司	こがゆ 康 弘	熊 本 ちひろ	深 作 祐 衣	二 井 くみよ
横 浜	人 員				1		1
	氏 名				山 田 桂一郎		関 嵩 史
太 田	人 員						1
	氏 名						太 田 正 孝
井 上	人 員					1	
	氏 名					井 上 さくら	
無	人 員				1		
	氏 名				梶 村 充		
無	人 員			1			
	氏 名			興 石 かつ子			
無	人 員		1				
	氏 名		高 橋 のりみ				
浜 風	人 員	1					
	氏 名	荻 原 隆 宏					
長 え	人 員		1				
	氏 名		長谷川 えつこ				
ト モ	人 員			1			
	氏 名			大 野 トモイ			

別紙3

委員会等		市会運営委員会	議会選出監査委員	神奈川県内 神奈川企業団 広域水道企業 議会議員	神奈川県 後期高齢者医 療広域連合議 会議員
定数		16	2	4	7
委員長 氏名・会派		藤代哲夫 (自民)			
副委員長 氏名・会派		行田朝仁 (公明) 山浦英太 (立憲)			
自 民	人員	7	1	2	2
	氏名	東みちよ 磯部圭太 大桑正貴 川口広次 白井亮次 福地茂夫 藤代哲夫	瀬之間 康 浩	斉藤達也 横山 勇太郎	東みちよ 清水 富 雄
公 明	人員	3		1	2
	氏名	安西英俊 行田朝仁 武田勝久		中島光徳	久保和弘 福島直子
立 憲	人員	3	1	1	1
	氏名	かざま あさみ 森 ひろたか 山浦英太	麓 理 恵	森 ひろたか	藤崎 浩太郎
維 新	人員	1			1
	氏名	くしだ 久 子			いそべ 尚 哉
共 産	人員	1			1
	氏名	宇佐美 さやか			白井正子
国 民	人員	1			
	氏名	二井 くみよ			
横 浜	人員				
	氏名				
太 田	人員				
	氏名				
井 上	人員				
	氏名				
無	人員				
	氏名				
無	人員				
	氏名				
無	人員				
	氏名				
浜 風	人員				
	氏名				
長 え	人員				
	氏名				
ト モ	人員				
	氏名				

令和7年第2回市会定例会会議事項（第2日）

- 1 開会日時 5月23日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第1号	市営住宅等使用料支払請求即決和解事件及び市営住宅使用料支払請求事件に係る和解についての専決処分報告
市報第2号	自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
市報第3号	変更契約の締結についての専決処分報告
市報第4号	訴えの提起の専決処分報告
市報第5号	和解の専決処分報告
市報第6号	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての専決処分報告
市報第7号	横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての専決処分報告

以上7件報告

市報第8号	横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告
諮問市第1号	行政文書の開示に係る写しの交付の手数料徴収処分に係る審査請求に関する諮問
市第2号議案	横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正
市第3号議案	横浜市市税条例等の一部改正
市第4号議案	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
市第5号議案	横浜市営住宅条例の一部改正
市第6号議案	横浜市改良住宅条例の一部改正
市第7号議案	羽沢第344号線等市道路線の認定及び廃止
市第8号議案	旧上瀬谷通信施設公園（仮称）パークセンター2新築工事（建築工事）請負契約の締結
市第9号議案	洋光台住宅第1期建替工事（建築工事）請負

- 契約の締結
- 市第10号議案 都市計画道路横浜逗子線（釜利谷六浦地区）
街路整備工事（その8）請負契約の締結
- 市第11号議案 万騎が原小学校建替工事（第2工区建築工事）
請負契約の締結
- 市第12号議案 二俣川小学校建替工事（建築工事）請負契約
の変更

以上13件関係常任委員会に付託

4 散会時刻 午後1時36分

令和7年第2回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開議日時 5月28日 午前10時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

一般質問

おさかべさやか君、武田勝久君、高田修平君、
柏原すぐる君、白井正子君、熊本ちひろ君、鴨志田啓介君、
山田一誠君、麓理恵君、山田桂一郎君、井上さくら君、
興石かつ子君、高橋のりみ君、長谷川えつこ君

- 4 散会時刻 午後6時49分

令和7年第2回市会定例会会議事項（第4日）

- 1 開会日時 6月5日 午後2時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第8号 横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

以上（付託分）委員会報告どおり承認

諮問市第1号 行政文書の開示に係る写しの交付の手数料徴収処分に係る審査請求に関する諮問

以上（付託分）委員会報告どおり異議のない旨答申

市第8号議案 旧上瀬谷通信施設公園（仮称）パークセンター2新築工事（建築工事）請負契約の締結

市第2号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

市第3号議案 横浜市市税条例等の一部改正

市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

市第5号議案 横浜市営住宅条例の一部改正

市第6号議案 横浜市改良住宅条例の一部改正

市第7号議案 羽沢第344号線等市道路線の認定及び廃止

市第9号議案 洋光台住宅第1期建替工事（建築工事）請負契約の締結

市第10号議案 都市計画道路横浜逗子線（釜利谷六浦地区）街路整備工事（その8）請負契約の締結

市第11号議案 万騎が原小学校建替工事（第2工区建築工事）請負契約の締結

市第12号議案 二俣川小学校建替工事（建築工事）請負契約の変更

以上11件（付託分）委員会報告どおり原案可決

請願第5号 報道機関に発出した文書の撤回等について

請願第4号 市会本会議場傍聴席の監視カメラ設置の取りやめを求める決議について

- 請願第6号 市会本会議場傍聴席の監視カメラ設置の取りやめについて
- 請願第7号 小児医療費助成制度の拡充について
- 請願第8号 山下ふ頭再開発に係る事業計画作成への市民参加について
- 請願第9号 物価高騰の緊急対策として消費税の5%への減税を求める意見書の提出方について
- 令和6年度
請願第26号 市民税超過課税の廃止について
請願第1号 (仮称) ガーラ・レジデンス洋光台建築計画に係る説明会の実施等について
- 令和6年度
請願第24号 屋外燃焼行為に関する規制の明確化等について
- 請願第2号 横浜市立大学附属病院内における調剤薬局の建築許可の名義について
- 請願第3号 横浜市立大学附属病院内における調剤薬局の建築許可の適法性について
- 令和6年度
請願第25号 横浜市開港記念日条例の廃止等について
以上12件(付託分)委員会報告どおり不採択
- 請願第10号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出方について
- 請願第11号 消費者被害を防止・救済するための特定商取引法の抜本的改正の検討の場の設置を求める意見書の提出方について
以上2件(付託分)委員会報告どおり採択
- 議第2号議案 米等の生活必需品の価格高騰対策を求める意見書の提出
- 議第3号議案 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出
- 議第4号議案 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正の検討の場を設けることを求める意見書の提出
以上3件委員会付託を省略、即決にて原案可決

閉会中継続審査

委員会所管事務24件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後3時25分

正 誤

令和7年号外第11 3ページ下から8行目
「 附 則 」
は
「 附 則 」
の誤り。